

平成 29・30 年度
物品及び業務委託等に係る入札
参加資格審査申請の手引き

〔平成 28 年 12 月〕

遠野市経営企画部管財担当

目次	
I 資格審査の概要	2
1 申請対象となるもの	2
2 申請要件	2
II 申請の手続き	2
1 申請手続きの流れ	2
2 提出方法及び受付期間	2
3 提出場所	3
4 提出書類及び提出部数	3
III 申請書書類の記載方法と添付する書類	5
1 競争入札参加資格審査申請書（物品・役務）（様式第1号）	5
2 希望する営業品目（様式第2号、第2-2号、第2-3号、第2-4号）	5
3 営業実績書（様式第3号）	6
4 代理店、特約店調書（様式第4号）	6
5 委任状（様式第5号）	6
6 使用印鑑届（様式第6号）	6
7 許認可等及び有資格者状況調書（様式第7号）	6
8 印刷設備等調書（様式第8号）	7
9 登記簿謄本（現在事項全部証明書）（写でも可）	7
10 営業証明書（写でも可）	7
11 財務諸表（直近1年分）	7
12 納税証明書（写でも可）	7
13 印鑑証明書（原本）	7
14 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書 （様式第9号）	8
IV 名簿登録後の手続き等	8
1 変更届の提出（様式第10号）	8
2 中間年受付における納税証明書の提出	9
V 物品及び業務委託等に係る入札に参加される方へ	9

（参考）

別紙 営業品目コード

I 資格審査の概要

遠野市が発注する物品及び業務委託等の入札に参加するためには、あらかじめ入札参加資格審査を申請し、物品及び業務委託等入札参加資格者名簿に登録されることが必要です。

1 申請対象となるもの

物品	製造の請負、買入れ
業務委託	清掃、各種点検、調査等（工事、建設コンサルタントを除く。）
賃貸借	事務機器、車両等のリース
売払い	鉄くず、古紙、ペットボトル等の売払い

2 申請要件

(1) 申請者に係る欠格要件（申請できない者）

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- イ 営業に関し法令上の許可、登録等を必要とする場合において、これを受けていない者
- ウ 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖の処分を現に受けている者
- エ 審査基準日(申請をする月の前月の末日。例: 1 月に申請する場合は 12 月 31 日)において、営業開始後 1 年以上の営業実績を有していない者
- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てがある者、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- カ 市区町村及び都道府県が賦課徴収すべき税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- キ 遠野市暴力団排除条例(平成 24 年遠野市条例第 29 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

II 申請の手続き

1 申請手続きの流れ

遠野市における入札参加資格審査に係る事務の流れは以下のとおりです。

- (1) 申請受付【平成 29 年 2 月 1 日(水)～随時受付】
- (2) 平成 29・30 年度物品及び業務委託等入札参加資格者名簿に登録
有効期間は平成 29 年 4 月 1 日から 2 年間(平成 31 年 3 月 31 日まで)

2 提出方法及び受付期間

遠野市の物品及び業務委託等入札参加資格者名簿への登録を希望される方は、次の期間内に 3 の提出場所に直接持参又は郵送等により申請書を提出してください。

平成 29 年 2 月 1 日(水)～随時受付とする。(ただし、持参の場合は土日祝日を除く。)

持参による提出の受付時間については、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの間は除く。

3 提出場所

〒028-0522 岩手県遠野市新穀町1番11号

遠野市役所とびあ庁舎経営企画部管財担当

TEL 0198-62-2111 (代) 内線 223・224 FAX 0198-62-2148

4 提出書類及び提出部数

必要事項を確認のうえ提出してください。

表中の○は必ず提出するもの、△は該当する場合のみ提出するものです。

(提出書類)

No.	提出書類	法人	個人	備考
1	競争入札参加資格審査申請書(物品・役務) (様式第1号)	○	○	
2	希望する営業品目(様式第2号、第2-2号、第2-3号、2-4号)	○	○	別紙 営業品目コード参照
3	営業実績書(様式第3号)	○	○	
4	代理店、特約店調書(様式第4号)	△	△	
5	委任状(様式第5号)	△	—	
6	使用印鑑届(様式第6号)	○	○	
7	許認可等及び有資格者状況調書(様式第7号)	△	△	
8	印刷設備等調書(様式第8号)	△	△	
9	登記簿謄本(現在事項全部証明書)(写しでも可)	○	—	
10	営業証明書(写しでも可)	—	○	
11	財務諸表(直近1年分)	○	○	
12	納税証明書(写しでも可)	○	○	別表1参照
13	印鑑証明書(原本)	○	○	
14	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(様式第9号)	○	○	

(提出部数) 1部

※ 当市において工事、建設コンサルタント業務を申請予定又は申請済の場合は、表中のNo.9~12について提出する必要はありません。

別表 1

納税証明書区分

区分	遠野市内に法第3条第1項に規定する営業所を有する者（市内業者）	岩手県内に法第3条第1項に規定する営業所を有する者（県内業者）	岩手県内に法第3条第1項に規定する営業所を有しない者（県外業者）
提出書類	1 遠野市が発行する納税証明書（様式第59号の2）	1 市町村が発行する納税証明書	1 市区町村が発行する納税証明書
	2 広域振興局税務部等が発行する納税証明書（様式第111号のイ）	2 広域振興局税務部等が発行する納税証明書（様式第111号のイ）	2 都道府県が発行する納税証明書
	3 税務署が発行する納税証明書 (1)法人の場合 納税証明書（その3の3） (2)個人の場合 納税証明書（その3の2）	3 税務署が発行する納税証明書 (1)法人の場合 納税証明書（その3の3） (2)個人の場合 納税証明書（その3の2）	3 税務署が発行する納税証明書 (1)法人の場合 納税証明書（その3の3） (2)個人の場合 納税証明書（その3の2）
証明を要する納税時期等	<p>1 納税証明書区分のとおり市区町村、都道府県、国が発行する納税証明書（全税目に関する納税証明）を提出すること。</p> <p>2 支店等に委任する場合は、委任先の所在地の市区町村、都道府県が発行する納税証明書（全税目）も提出すること。</p> <p>3 消費税及び地方消費税を除く納税証明書は、資格審査を受けようとする日の属する年度に係る税のものとし、申請書を提出しようとする日以前の3箇月以内に発行されたものに限る。</p> <p>4 課されていない税については、納税証明書の提出を要しない。</p> <p>5 全税目とは、市区町村、都道府県が賦課徴収すべき税目のうち、申請者が課されている税目のことをさします。</p> <p>6 岩手県以外の納税証明書及び遠野市以外の市区町村の発行する納税証明書の様式については、納税すべき税について、未納の額がない旨が記載されている納税証明書であれば可とする。</p>		

Ⅲ 申請書類の記入方法と添付する書類

【申請関係書類の作成及び記載上の注意事項】

- ・ 提出書類に虚偽の記入をし、又は重要な事実の記入をしなかった場合は、資格審査を受けられないことがあります。
- ・ 記入にあたっては、各様式に定めがあるものを除き、申請書を提出する日の状況で記入してください。
- ・ 各様式の記入にあたり、必要に応じて欄等を追加するなど、適宜加工して作成してください。以下、各様式の主な記入方法、注意点について確認の上、各提出書類【記入例】を参考に作成してください。

1 競争入札参加資格審査申請書（物品・役務）（様式第1号）

【対象者】全申請者

- ① 申請者の名称等を記入してください。実印欄は、印鑑証明書の印鑑を押印してください。
 - ・ **法人の場合**：登記簿上の本社及び本店の所在地、名称及び代表者職氏名等を記入。
 - ・ **個人の場合**：主たる事業所の所在地、名称及び代表者職氏名等を記入。
- ② 受任者については、申請期間中に入札、見積、契約行為等の権限を委任する場合は、委任者の名称等を記入してください。
- ③ 連絡先については、記載事項に関する確認が必要な場合の連絡先になりますので、担当者の連絡先等を記入してください。
- ④ 経営状況等（主な注意事項）については、申請者の経営状況等を記入してください。
 - ・ **自己資本比率**＝（自己資本÷総資産）×100
 - ・ **経営比率（流動比率）**＝（流動資産÷流動負債）×100
 - ・ **負債比率**＝（負債（他人資本）÷自己資本）×100

2 希望する営業品目（様式第2号、第2-2号、第2-3号、第2-4号）

【対象者】全申請者

- ① 別紙の営業品目コードを参考に確実に納入できる品目、履行可能な業務内容等を記入してください。（希望数に制限はありません。）
- ② 法令等により物品の販売、役務の提供等に許可・資格・届出等が義務付けられているものについては、その許可等が必要となります。個別の入札案件発注の際に「〇〇の資格を有していること」など条件提示する場合があります。入札指名等の際に許可証や証明書の提示を求められることがありますので、更新等の手続きは必ずしておいてください。
- ③ 対象品目等欄に具体的な品名、業務内容等を必ず記入してください。
※発注の際には、本様式の種目コードに該当する者の中から指名業者を選定して入札通知等を送付させていただきます。そのため、具体的な取り扱い品目等の記入がない場合は、種目コードを参考に指名等を行うことがあります。取り扱い品目等が限定される場合はあらかじめご理解の上、登録時にできるだけ詳細に記入いただきますよう

お願いいたします。なお、営業品目コードの「対象品目等」の欄に記入している品名等はあくまで例ですので、申請時に取扱い可能な品名等を記入するようにお願いします。

3 営業実績書（様式第3号）

【対象者】全申請者

- ① 希望する営業品目ごとに、直近2年分の契約実績を記入してください。契約実績が多い場合は、「別紙のとおり」と記入し、営業品目ごとに実績一覧が確認できる書類を貼付してください。
- ② 対象となる契約実績は、遠野市だけでなく、岩手県内の官公庁（地方公共団体等（公社を含む））、その他の官公庁（遠野市、岩手県内の官公庁以外）、民間企業等の契約実績も記入してください。
- ③ 契約内容欄は具体的に記入してください。

※ 遠野市が同様の物品、業務委託等を発注する際に取り扱い実績等を参考にする資料となります。

4 代理店、特約店調書（様式第4号）

【対象者】該当する申請者

- ① 代理店、特約店等の証明書を必ず貼付してください。

5 委任状（様式第5号）

【対象者】該当する申請者

- ① 競争入札参加資格審査申請書（物品・役務）（様式第1号）において、委任するとして申請した場合は、委任状を提出してください。
- ② 受任者使用印鑑については、使用印鑑届（様式第6号）と同じものを押印してください。

6 使用印鑑届（様式第6号）

【対象者】全申請者

- ① 遠野市との契約に係る行為（入札、見積り、契約締結、代金の請求及び受領）に関して、使用する印鑑について提出してください。なお、印影が鮮明でないものは不備書類として再度の提出を求めることがあります。

7 許認可等及び有資格者状況調書（様式第7号）

【対象者】該当する申請者

- ① 申請業務における許可、認可、登録の名称等を記入してください。
- ② 法令による資格等の名称等を記入してください。
- ③ 上記①及び②について、共に証明する書類（写）を必ず貼付してください。

8 印刷設備等調書（様式第8号）

【対象者】該当する申請者

- ① 営業品目コード「31_印刷・製本」の登録を希望する場合のみ記入してください。

9 登記簿謄本（現在事項全部証明書）（写でも可）

【対象者】法人で申請する場合のみ

- ① 3箇月以内に発行された最新の内容のものを提出してください。
- ② 登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写しを貼付してください。

10 営業証明書（写でも可）

【対象者】個人で申請する場合のみ

- ① 3箇月以内に発行された最新のを提出してください。
- ② 営業証明書の写しを貼付してください。

11 財務諸表（直近1年分）

【対象者】全申請者

- ① 直前1事業年度分の財務諸表を提出すること。決算報告書でも可とする。

12 納税証明書（写でも可）

【対象者】全申請者

- ① 市区町村、都道府県及び国が発行する納税証明書（全税目に関する納税証明書）を提出してください。

※**全税目**：市区町村又は都道府県が賦課徴収すべき税目のうち、申請者が課されている税目のことを指します。

- ② 支店等に委任する場合は、委任先の所在地の市区町村、都道府県が発行する納税証明書（全税目）も提出すること。

（例：本社東京都、委任先支店が盛岡市の場合）区、都、国、盛岡市（区）、岩手県の納税証明書。）

- ③ 消費税及び地方消費税を除く納税証明書は、資格審査を受けようとする日の属する年度に係る税のものとし、申請書を提出しようとする日以前の3箇月以内に発行されたものに限る。
- ④ 課されていない税については、納税証明書の提出を要しない。
- ⑤ 岩手県以外の納税証明書及び遠野市以外の市町村区の発行する納税証明書の様式については、納税すべき税について、**未納の額がない旨**が記載されている納税証明書であれば可とする。

13 印鑑証明書（原本）

【対象者】全申請者

- ① 申請者の印鑑証明書（原本）を提出すること。写しは不可とする。

14 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第9号）

【対象者】全申請者

- ① 遠野市暴力団排除条例に基づき、市営建設工事の発注、物品の購入その他市の事務により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、様式第9号の別紙参照の記載事項を読み了解した上で、誓約書を提出すること。

IV 名簿登載後の手続き等

1 変更届の提出（様式第10号）

申請書を提出した後、名簿有効期間中に、その内容に変更が生じた場合には、速やかに、「入札参加資格審査申請書変更届（物品・役務）（様式第10号）」を提出してください。

① 提出場所

〒028-0522 岩手県遠野市新穀町1番11号

遠野市役所とびあ庁舎経営企画部管財担当

TEL 0198-62-2111（代）内線 223・224 FAX 0198-62-2148

② 提出書類

変更事項	変更届に添付する書類
営業所の名称、所在地、電話番号、FAX番号に変更が生じたとき	○登記事項証明書（部分写し可） ※ただし、登記事項証明書は、商号又は名称、代表者の変更など登記の変更を必要とする場合のみ添付してください。 ○印鑑証明書（原本）
商号又は名称に変更が生じたとき	※名称等の変更により変更を必要とする場合のみ貼付してください。 ○委任状 ※委任状記載事項の変更がある場合に、必要に応じて提出してください。
代表者を変更したとき	○使用印鑑届 ※委任状況の変更がある場合に、使用する印鑑が変更となる場合は提出してください。
業務の許可を申請したとき	許可、許認可等の証明書の写しを提出してください。
営業品目を追加申請するとき	希望する品目の営業実績書（様式第3号）
合併、分割等による場合	事業又は営業の承継、譲渡等の内容がわかる書類（合併契約書等の写し）を提出してください。

2 中間年受付における納税証明書の提出

物品及び業務委託等入札参加資格者名簿に登録された後、中間年受付（平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日）において、申請時に提出した納税証明区分に応じて、平成 30 年 1 月 31 日時点において最新の納税証明書を提出すること。

滞納がある者又は納税証明書の提出がない者は、納付を確認できるまで入札参加を制限する場合があります。

V 物品及び業務委託等に係る入札に参加される方へ

「遠野市ホームページ」に、入札、契約に係る関係例規、様式、入札心得書等を掲載しておりますので、必ずご確認ください。